

詳細は中小企業庁ホームページのQ&Aをご参照ください。

所有者（納税義務者）の情報を記入してください。

【法人】

本社の住所、名称等を記入し社印（代表者印）を押印してください。

【個人事業主】

住民票の住所、氏名等を記入して押印ください。

【業種名】

日本標準産業分類の中分類で記載

複数業種ある場合は、主たる業種を記入してください。

令和3年 1月 ○日

(〒 - )

住所

連絡先

氏名（名称）

業種名

代表者氏名

印

る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条（※）に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

## 1 事業収入割合について

令和2年3月1日から同年5月31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年3月1日から令和元年5月31日 左の期間の前年同期を記載		
3月期	4月期	5月期	3月期	4月期	5月期
300,000円	100,000円	0円	500,000円	600,000円	700,000円
合計：400,000円・・・①			合計：1,800,000円・・・②		
事業収入割合： 22% (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)

(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率：全額)

**どちらかにチェックをしてください。** (第2号に該当)

ている場合 軽減率：1/2)

## 2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号
○	事業用家屋（別紙のとおり）	
○	償却資産	

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告を（この申告書のほか、令和3年度の償却資

令和2年度の納税通知書番号を記入してください。

（納税通知書の右上罫線内の6桁の通知書番号）

資産が複数の名義に分かれている場合、該当する全ての納税通知書番号を記入してください。

不明の場合は空白でかまいません。

### 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

**認定経営革新等支援機関等が確認して記入する部分です。  
申請者の方は記入しないでください。**

㊞

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年1月31日までに宇和島市に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在	宇和島市〇〇町×丁目△番地□	134.60 m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号	△番地□		67.3 m <sup>2</sup>
所在	宇和島市本町追手〇丁目◇◇番	180.00 m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号	◇◇番		100.00 m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>

• 令和2年度の納税通知書に記載の単位で記入してください。

• 令和3年1月1日時点の資産と一致している必要があります。

(令和2年中に滅失する家屋がある場合は、年内にご連絡をお願いします。  
令和2年中、新たに家屋を取得する場合は、令和2年度の納税通知書に記載がないため、登記簿等で所在や床面積をご確認の上、記入をお願いします。)

• 所在は住所と同じではない場合があります。納税通知書でご確認ください。

• 未登記家屋の場合、家屋番号は空欄でお願いします。

• 事業用割合は少数第一位以下を切り捨ててください。

• 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動や取得があった場合には再度、認定支援機関等に提出の上、確認を受けてください。

• 事業用家屋及び償却資産が軽減の対象です。

居住用家屋（共同住宅等の賃貸住宅を除く）は、軽減の対象外です。  
併用住宅（事業用と居住用が一体になっている家屋）は、事業用の面積割合に応じた部分が軽減の対象となります。

• 審査の中で、不明な点があれば確認のため、お電話や現地調査をさせていただくことがあります。

- ※1 前年  
家屋に
- ※2 事業
- ※3 認定  
けるこ
- ※4 償却  
こと。